

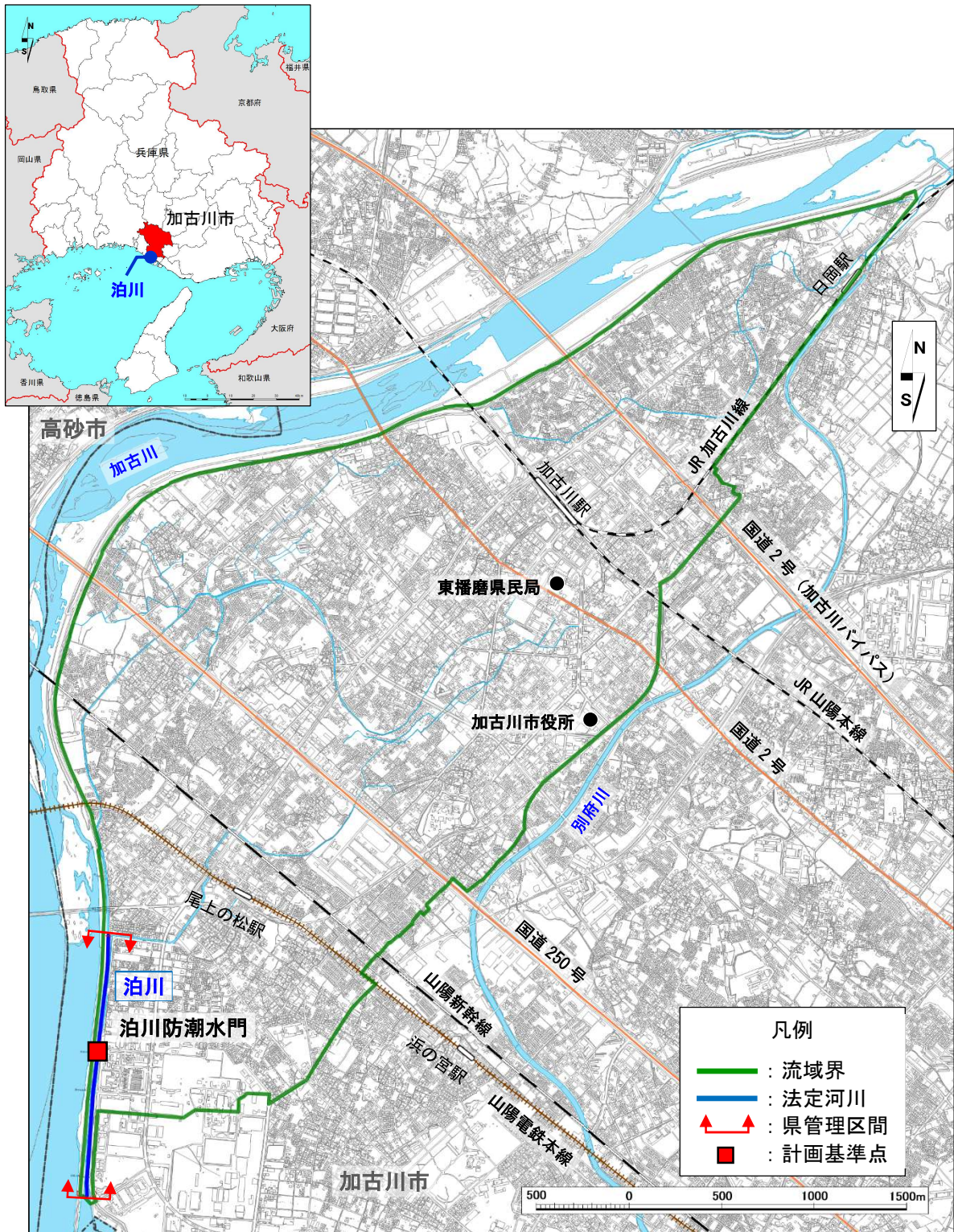
泊川水系河川整備基本方針

令和6年12月

兵 庫 県

泊川水系河川整備基本方針 目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2. 河川整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ..	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	7



基盤地図情報（基本項目）（国土地理院）に加筆

図 泊川流域図

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【河川の概要】

泊川は、その源を加古川町大野に発し、加古川市の南部を流れ、養田川等の支川と合流し、播磨灘へと注ぐ法定河川延長 1.420km、流域面積約 10.0km² の二級河川である。河床勾配は 1/2,000 程度であり、法定河川の全区間が感潮区間となっている。

【流域の概要】

泊川流域は、加古川市に属し、流域内人口約 5,000 人（平成 27（2015）年国勢調査データ等より推算）である。

流域の土地利用は、全体の約 85%が市街地となっている。流域には、主要な交通網として、鉄道では上流から JR 加古川線、JR 山陽本線、JR 山陽新幹線、山陽電鉄本線が横断し、道路では上流から国道 2 号（加古川バイパス）、国道 2 号、国道 250 号が横断している。

流域内には、聖徳太子ゆかりの国宝「鶴林寺」が位置し、本堂以外にも、国宝「太子堂」のほか、寺院には様々な歴史的な建物や仏像、絵画、工芸品など貴重な歴史遺産が数多く存在している。

【地形・地質】

泊川流域の地形は、砂州や沖積低地・氾濫原、旧河道からなり、約 1 万年の間の完新世に堆積した砂礫層となっている。特に、加古川が沖積低地を形成したことを示す旧河道が分布している。

泊川流域の地質は、泥・シルト・砂及び礫などからなる現世相（沖積層）が分布する。

【気候】

泊川流域は、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。

年平均気温は 15.9℃で、全国平均の 15.5℃よりも高い。年間平均降雨量は、1,157mm であり、全国平均の 1,662mm よりも少ない。平均日照時間は 2,160 時間である（明石観測所 1992～2020 年の平年値（気象庁 HP））。

また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均の最高は 8 月の 27.7℃、最低は 1 月の 5.2℃で、降水量は 7 月に多く、冬期は少ない。

【自然環境】

泊川は、河道特性や整備状況等から下流域のみの区分となる。泊川の法定河川の全区間は感潮区間となっており、河床は主に砂泥で、干潮時に水際に干潟が見られる。河岸には重要種であるハマボウのほか、シマスズメノヒエ群落、セイバンモロコシ群落等の植生が分布している。また、植物の特定外来生物であるアレチウリ、オオカワヂシャが確認されている。干潟には重要種であるカワアイガイ、マメコブシガニ、クロベンケイガニ、ヒメヤマトカワゴカイ、ヤマトカワゴカイ、カワゴカイ属等の底生動物が生息し、重要種であるキアシシギやイソシギ等の鳥類が採餌の場として利用している。汽水域にはボラ、マハゼ等の魚類が生息し、重要種であるオオバンやミサゴ等の鳥類が採餌の場として利用している。水際付近では重要種であるアカテガニ等の底生動物が生息し、重要種であるアオジ等の鳥類が採餌、休息の場として利用している。

【歴史・文化】

加古川市には、寺や神社などの歴史的建造物が数多く存在する。例えば、聖徳太子ゆかりの名刹「鶴林寺」は、西暦589年に当時16歳だった聖徳太子が仏教を広めるために建立したと言われ、国宝に指定されている本堂「太子堂」をはじめ、飛鳥、平安、鎌倉、室町など各時代の文化財が数多く残っている。神社では、加古川が日本武尊の誕生の地でもあるため、「日岡神社」があり、日本武尊の母の御陵（お墓）がある。

中世末期の南北朝時代には、西国に通じる街道の宿があり、播磨最大の軍事、交通の要所であった。

江戸時代初期には、加古川舟運の開始とともに、播磨、摂津や日本海側の地域との商品流通が盛んとなった。加古川下流においては入浜塩田ができ、塩の大量生産が始まった。江戸時代中期には、綿作が発展、加古・印南地方は長束木綿の特産地となった。山陽道沿いの村や国包村に農村商人や職人・日雇い等の非農業人口が多くなり、宿場町加古川は大いに発展した。

以上のように、古くから山陽道の宿場町として栄え、東播磨の中心地として発達してきた。海岸部には播磨臨海工業地帯の一翼を担う鉄鋼工場、内陸部には靴下・建具などの特色ある地場産業とともに新しい商業活動も活発に展開されている。

泊川の流域内には、鶴林寺が位置し、国宝の太子堂のほか、寺院には、様々な歴史的な建物や仏像、絵画、工芸品など、加古川市内全ての指定文化財のうち、半数近い貴重な歴史遺産が存在している。

【河川利用】

左岸の管理用通路は「しおかぜこみち」と呼ばれ、海へと続く遊歩道として利用されている。また、慣行水利権および内水面漁業権は存在していない。

【治水事業の経緯】

泊川の流域は概ね平坦であり、山陽新幹線より南側が高潮の影響を受ける。河積が小さく老朽化が進んでいたこともあり、平成 2（1990）年 9 月台風第 19 号による洪水で浸水面積 21ha、浸水家屋 87 戸の被害があった。これを受け、養田川合流点下流において高潮対策事業として河積の拡大、河床の切り下げ等を実施した。

養田川合流点より上流の加古川市が管理する準用河川泊川では、浸水被害が年々発生していたことから、平成 6（1994）年度より護岸整備や河床掘削等の工事が進められ、平成 24（2012）年度に完了した。また、支川の準用河川養田川では、平成 2（1990）年度より護岸整備や河床掘削等の工事が進められ、平成 25（2013）年度に完了した。また、平成 24（2012）年には「総合治水条例」を施行し、“ながす”対策（河川下水道対策）、“ためる”対策（流域対策）、“そなえる”対策（減災対策）として、条例に基づき「地域総合治水推進計画」を策定し、県・市町・県民が連携して総合治水を推進している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

【泊川の川づくり】

流域内の人命、財産を守るとともに、豊かな自然と水辺環境をよりよい姿で未来にわたって引き継いでいくため、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「ひょうご・人と自然の川づくり“基本理念”」および「ひょうご・人と自然の川づくり“基本方針”」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や加古川市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

【洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項】

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域の重要度や過去の災害実績等から定めた計画規模に気候変動の影響を考慮した降雨で発生する洪水や高潮等から沿川住民及び資産等を守ることを目標とし、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図る。

加えて、改修途上段階における施設能力以上の洪水や高潮等や計画規模を超過する洪水や高潮等による被害軽減を図るため、ハザードマップの周知・活用、情報伝達体制の充実、避難訓練等の減災対策や、公園等における雨水貯留浸透機能の確保等の流域対策を組み合わせた総合治水の取組を沿川住民や関係機関と連携して推進する。

また、高潮等についても、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇や潮位偏差の増加等が見込まれる場合には、必要に応じて対策を講じる。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、必要に応じて流況の把握に努める。また、新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

さらに、渇水、震災等の緊急時には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

【河川環境の整備と保全に関する事項】

河川環境の整備と保全にあたっては、健全な水循環や人と自然の豊かなふれあいの回復を目的とし、関係機関・沿川住民と連携して生態系・自然環境の保全や創出を図る。また、周辺的环境との調和や、景観に配慮した河川空間の形成を図る。水質については、法定河川の全区間が感潮区間であり水質を管理することは困難であるが、流域全体で河川に流入する水質の保全に努める。

河川改修を行うにあたっては、朔望平均満潮位から朔望平均干潮位までの潮間

帯となる高さの河川形状を改変しない掘削形状とすることにより、重要種であるクロベンケイガニ等の底生動物やヨシ群落が生息・生育・繁殖している干潟の保全を図る。

【河川の維持管理】

河川の維持管理にあたっては、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」といった治水・利水・環境の観点から、適正に実施する。

河道や河川管理施設については、自然環境への影響を考慮しながら、洪水が安全に流下するよう適正な維持管理を行う。橋梁等の許可工作物については、治水・利水・環境相互に支障を来すことなく河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

河川水の利用に関しては、生物の生息・生育・繁殖環境の保全が可能となるよう関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持・向上するため、沿川住民の水質に対する意識の啓発に努める。

また、沿川住民等関係者に河川に関する情報を発信することにより、泊川が地域の財産であるという意識や大雨時における河川の危険性に対する防災意識を醸成する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加を考慮した結果、計画基準点泊川防潮水門において160m³/sとし、これを全て河道に配分する。

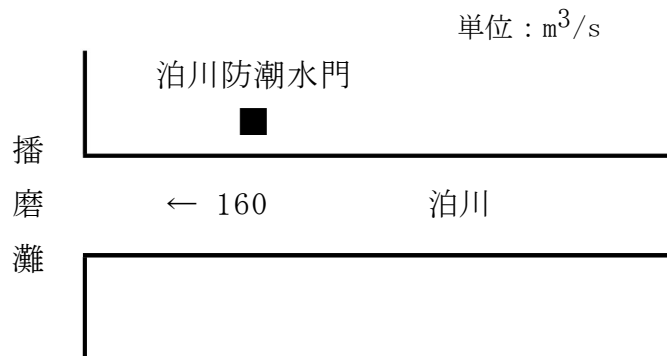
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
泊川	泊川防潮水門	160	—	160

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、計画基準点泊川防潮水門において160m³/sとする。

泊川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅(m)
泊川	泊川防潮水門	0.77	1.03	16

注) T.P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

景観や動植物の生息・生育・繁殖に配慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、法定河川の全区間が感潮区間であることから、設定しないものとする。